

令和7年度（令和6年度国庫補正事業）邑南町ケーブルテレビ複線化等整備事業
ケーブルテレビネットワーク施設整備業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「令和7年度（令和6年度国庫補正事業）邑南町ケーブルテレビ複線化等整備事業ケーブルテレビネットワーク施設整備業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務委託名 令和7年度（令和6年度国庫補正事業）邑南町ケーブルテレビ複線化等整備事業ケーブルテレビネットワーク施設整備業務委託

(2) 業務内容

瑞穂センターのヘッドエンド設備及び矢上サブセンター、阿須那サブセンター、ほか6箇所のシェルター局舎の監視装置は一部の異常しか検知できず、検知の遅れと原因箇所の特定の遅れから、一部エリアの放送が停止し、復旧まで数時間要したこともある。

当該補助事業は、瑞穂センター、矢上サブセンター及び阿須那サブセンターにおけるヘッドエンド設備の監視機能の強化であり、冗長化した光放送設備の状態等の検知項目を増やし、異常の早期探知と復旧時間の短縮を目的としている。併せて、光スイッチ部の切り替え制御等の制御機能を加え、バックアップ系を含めたネットワーク全体での異常検知を可能とする監視機能の強化を図る。

さらに、現在の地上デジタル放送の受信点は瑞穂センターに設置されており、総南山に設置された瑞穂中継局の放送波を受信している。今回新たに設置する矢上サブセンターの第二受信点は、原山に設置された石見中継局の放送波を受信する。この受信点の冗長化により、瑞穂中継局が停波した場合であっても、放送の継続を可能とし、耐災害性の強化を図る。

そのほか、番組自動送出装置や地デジ自主センタ装置などの自主放送に関わる機器についても、異常発生時の検知機能を備えたものに更新し、災害時などの確実かつ安定的な情報伝達の確保と耐災害性の強化を図る。

その他詳細については、別紙「令和7年度（令和6年度国庫補正）邑南町ケーブルテレビ複線化等整備事業ケーブルネットワーク施設耐災害特性強化業務委託仕様書（以下、仕様書）」のとおり示すものである。

(3) 業務期間 契約締結日～令和8年3月16日

3. 予算額

業務委託料の上限は184,137千円（消費税額及び地方消費税額を除く。）とする。

4. 実施形式 公募型

5. スケジュール

令和7年4月25日（金）	公募開始
令和7年5月 7日（水）	質疑受付締切
令和7年5月 9日（金）	質疑に対する回答
令和7年5月16日（金）	参加申込受付開始
令和7年5月23日（金）	参加申込受付締切
令和7年5月27日（火）	企画提案書等の提出締切
令和7年5月30日（金）	一次審査
令和7年6月 4日（火）	一次審査結果通知
令和7年6月16日（月）	二次審査（最終審査）
令和7年6月17日（火）	最終審査結果通知
令和7年6月18日（水）～	最終候補者と随意契約の協議

※予定は、参加申込状況や審査状況に応じて変更となる場合があります。

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 邑南町から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 町税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからイまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団

員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(6) 公示日から過去5年以内に、ケーブルテレビネットワークの構築、更新等の実績があること。

7. 質疑・応答

(1) 提出方法 別添の質問書により、電子メールにて提出すること。

※これ以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(2) 提出期限 令和7年5月7日(水) 17時00分まで(必着)

(3) 提出先 邑南町役場情報みらい創造課

電子メール: johoh@town-ohnan.jp

(4) 回答方法 電子メールにて一斉に回答します。

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び邑南町財務規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出してください。

ア 参加申込書 1部

公示日から5年以内の導入実績を記載した書類(様式任意) 1部

※6 参加資格の確認のため提出を要します。

イ 企画提案書 10部

ウ 価格見積書 10部

(2) 提出期限

① 参加申込書ほか 令和7年5月23日(金) 17時00分まで(必着)

② 企画提案書等 令和7年5月27日(火) 17時00分まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達された

ことが証明できる方法によることとし、期限日の17時00分までに到着したものに限り受け付けます。郵便事故等については提出者のリスク負担とします。

(4) 提出先 邑南町役場情報みらい創造課

9. 企画提案書作成方法

- (1) 原則A4サイズとし、A3サイズの折り込みも可とする。
- (2) 提案書は簡易ファイル等にファイリングすること。
- (3) 本事業の目的に沿った利便性、安全性を考慮したシステム提案であること。
- (4) スケジュール表は、機器設置だけではなく、導入に係る打合せ、操作研修等、も明記すること。
- (5) 提案書の様式等は任意とするが、各社内容を比較するため下記の順序で記載すること。
 - a. 会社概要
 - ・導入実績（具体的な実績数を記載すること。）
 - b. 提案趣旨
 - ・仕様書に明示する放送設備等の基本的な機能について
 - c. 企画提案範囲
 - ・システム構成図
 - ・発生した障害や故障を検知する機能について
 - ・異常時における切替制御等の制御機能について
 - d. 実施体制
 - ・設備稼働後のサポート体制（保守・運用支援）
 - ・導入および作業スケジュールについて

10. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、評価基準書に基づきプロポーザル選定委員会が審査します。

(1) 第1次審査

提出された書類を評価基準書に基づいて審査し、一定の基準点に達した提案者から上位5者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が5者以下の場合には、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション及びヒアリング（オンラインを予定）を改めて実施し、審査基準及び審査方法に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定する。ただし、総得点が上

位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認める場合は、特定者としないことができるものとする。また、プロポーザル選定委員会が一定の評価に達した者がないと判断する場合は、適格者なしとすることができるものとする。

- (3) その他 ※ただし、参加者が1者だった場合は、プロポーザルを取りやめ、参加者と随意契約の協議を始めるものとする。

1 1. 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての申請者に文書にて通知します。
- (2) 通知時期
- ① 1次審査 結果通知日 令和7年6月 4日（水）
 - ② 2次審査 結果通知日 令和7年6月17日（火）

1 2. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しません。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 邑南町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とします。

1 3. 情報公開及び提供

邑南町は企画提案者から提出された企画提案書等について、邑南町情報公開条例（平成16年10月1日条例第14号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとし、ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とします。

1 4. その他

- (1) 言語及び通貨単位
- 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 費用負担
- 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とします。緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することがで

きないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を邑南町に請求することはできません

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、情報みらい創造課あてに提出してください。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が、「3. 予算額を超過した場合」

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、邑南町が必要と認める場合には、邑南町は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

(6) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

15. 問い合わせ先

〒696-0192

島根県邑智郡邑南町矢上6000番地

邑南町役場 情報みらい創造課 DX 推進グループ

情報システム管理係（担当 砂田・日高）

電話 0855-95-1126（内線：1006）

FAX 0855-95-2351

電子メールアドレス johoh@town-ohnan.jp